

協議第13号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

条例、規則等の取扱いについて

合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

平成19年10月 2日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (条例、規則等)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
13		条例、規則等の取扱い				
	1	条例及び規則等	総務部会	第7回		

作業部会名：総務部会

協議項目	13 条例、規則等	小項目名	1 条例及び規則等
調整方針	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	条例 290 規則 338 訓令(規程) 139 その他 20 合計 786本 (H19.4.1現在)	条例 119 規則 94 訓令(規程) 31 その他 9 合計 253本 (H19.4.1現在)	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。